社会福祉法人朝来市社会福祉協議会指定訪問介護事業運営規程

（事業の目的）

第１条　社会福祉法人朝来市社会福祉協議会が開設する指定訪問介護事業所（以下「事業所」という。）が行う指定訪問介護事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護福祉士又は訪問介護研修の修了者（以下「訪問介護員等」という。）が、要介護状態又は要支援状態にある高齢者に対し、適正な事業を提供することを目的とする。

（運営の方針）

第２条　事業所は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事の介護その他生活支援全般にわたる援助を行うものとする。

２　事業の実施に当たっては、関係市町、地域の保健・医療・福祉サービス等の関係機関と綿密な連携を図り、適切なサービスの提供に努めるものとする。

（事業所の名称等）

第３条　事業を行う事業所の名称及び所在地は、次に掲げるとおりとする。

(1) 名称　　朝来市社会福祉協議会　いきいき介護センター

(2) 所在地　朝来市新井７３番地１

（職員の職種、員数及び職務内容）

第４条　事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務内容は次に掲げるとおりとする。

(1) 管理者　管理者は、事業所と職員の管理及び業務の管理を一元的に行う。また、事業所の職員に運営基準を遵守させるための必要な指揮命令を行う。

(2) サービス提供責任者　１名以上（介護福祉士及び１級課程修了者）

サービス提供責任者は、事業所に対する事業の利用申込みに係る調整、訪問介護員等に対する技術指導、訪問介護計画の作成等を行い、自らも事業の提供に当たる。

(3) 訪問介護員　常勤換算２．５名以上（介護福祉士・2 級課程修了者）

訪問介護員は、訪問介護計画に基づき指定訪問介護事業の提供に当たる。

(4) 事務職員　事務職員は、必要な事務を行う。

（営業日及び営業時間）

第５条　事業所の営業日及び営業時間は、次に掲げるとおりとする。

(1) 営業日　月曜日から金曜日とする。ただし、国民の休日及び 12 月 29 日から１月３日を除く。

(2) 営業時間　８時３０分から１７時１５分とする。

(3) 訪問介護員等の派遣については次に掲げるとおりとする。

ア　派遣対象日　日曜日から土曜日とする。

イ　派遣対象時間　４時から２３時とする。ただし、会長が認めた者については０時から２４時とする。

（事業の内容及び利用料）

第６条　事業の内容は、次に掲げるとおりとし、サービスを提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該事業が法定代理受領サービスであるときは、「介護保険負担割合証」に記載された「利用者負担の割合」を乗じて得た額とする。

(1) 身体介護

(2) 生活援助

２　その他の費用の徴収が必要となった場合については、その都度に利用者等と協議し、同意を得たものに限り徴収する。

（通常の実施地域）

第７条　通常の実施地域は、朝来市の区域とする。

（緊急時等における対処方法）

第８条　訪問介護員等は、訪問介護を実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに管理者に報告しなければならない。

（損害賠償）

第９条　事業所は、利用者に対するサービスの提供により、賠償すべき事項が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとする。

（虐待防止対策）

第 10 条　事業所は利用者の人権を擁護する為、虐待防止及び身体拘束の禁止を目的に、委員会を設置し必要な研修や情報共有を行う。

（その他運営についての留意事項）

第 11 条　事業所は、職員の資質向上を図るため、次に掲げるとおり研修を行うものとする。

(1) 採用時研修　採用後１ヵ月以内

(2) 継続研修　　年４回

２　相談・苦情等については担当職員を定めて対応する。ただし、解決困難な場合は「第三者委員会」で対処する。

（秘密の保持）

第 12 条　職員は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持しなければならない。

２　前項に規定する秘密の保持は、職を退いた後も同様とする。

（補則）

第 13 条　この規程に定めるもののほか、必要な事項は、社会福祉法人朝来市社会福祉協議会理事会での協議に基づいて定めるものとする。

附　則

1. この規程は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。
1. この規程は、平成 17 年 8 月 31 日から施行する。
1. この規程は、平成 18 年 6 月 1 日から施行する。
1. この規程は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。
1. この規程は、平成 19 年 11 月 1 日から施行する。
1. この規程は、平成 20 年 7 月 1 日から施行する。
1. この規程は、平成 21 年 7 月 1 日から施行する。
1. この規程は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。
1. この規程は、平成 22 年 10 月 1 日から施行する。
1. この規程は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。
1. この規程は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。
1. この規程は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。
1. この規程は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。
1. この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。
1. この規程は、平成 29 年 10 月 1 日から施行する。
1. この規程は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。
1. この規程は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。
1. この規程は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。
1. この規程は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

第 3 条第 1 項第 2 号に規程する法人の事業所所在地については、平成 29 年 6 月 19 日より施行する。